

群馬県立精神医療センター入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類に係る
賃貸借契約 仕様書

1 業務内容

群馬県立精神医療センターで使用する寝具及びリネン類の賃貸借

- ① 寝具及びリネン類等(以下「寝具等」という。)の仕様は、別紙のとおりとする。
- ② 受託者は、病院の指示により、洗濯を行う。仕上げ等条件は、別紙のとおりとする。

※参考資料：別紙「洗濯実績について」

- ③ 受託者は、洗濯交換等のため、週に3回の割合で寝具等の納集品業務を行う。納集品の場所及び日時は、下記3及び4に定めるとおりとする。

2 契約期間：令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3 納集品場所：群馬県立精神医療センター サービス棟洗濯室

4 納集品日時：月曜、水曜、金曜、午前10時30分 ※必要に応じ、落札後協議

5 契約期間内借上予定数量（3年間）

患者用一般寝具	(155組※×1,096日)	169,880組（予定）
当直職員(看護師)用寝具	(2組×1,096日)	2,192組（予定）
当直職員(警備員)用寝具	(3組×1,096日)	3,288組（予定）
当直職員(当直医)用寝具	(2組×1,096日)	2,192組（予定）
当直職員(研修医)用寝具	(1組×1,096日)	1,096組（予定）

※近年の実績に基づいて算出した見込

6 業務遂行上の注意事項

- (1) 受託者は、寝具等について良好な衛生管理を行うため、医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、クリーニング業法及びその他関係法令等を遵守するとともに、平成5年2月15日健政第98号厚生省健康政策局長通知第3の8(2)及び平成5年2月15日指第14号厚生省通知別添1に定める衛生基準に従い適正に処理しなければならない。
- (2) 病院業務の円滑な実施のため、臨時的に必要な予備の寝具等を病院と協議の上必要枚数を常時院内に搬入するものとする。
- (3) 寝具等は病院の指定する場所から搬入・搬出することとし、院内の保管庫に保管するものとする。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第7項

に規定する感染症の病原体により汚染されているもの（汚染されている恐れがあるものを含む。）についての消毒等は、病院で処理するものとする。やむを得ない場合は、感染の危険のある寝具である旨を表示の上、密閉した容器に収納の上依頼する。

- (5) 診療用放射線同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、病院において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し、安全性を確認するものとする。
- (6) 受託者は、病院の業務運営に支障を来さないよう清潔な寝具等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については常時必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 寝具等は、常に良好な状態において使用できるように、洗濯時に点検し、汚損等は可能な限り補修しなければならない。

7 請求

- (1) 患者が使用する寝具等については、寝具等の単価に、当該月の延入院患者数を乗じた金額とし、消費税額及び地方消費税額は、数量に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じて得た金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とするが、次の場合の寝具等は無償とする。

ア 病態による汚損及び転室・転棟等のため、特に必要があつて1組の寝具等を超えて借り受けた場合は、その超える賃貸借料。

イ 患者が外泊する場合は、外泊開始日から外泊終了日の前日までの期間の賃貸借料。

- (2) 当直職員が使用する寝具等については、受払伝票等に基づき、職員用として貸与した寝具等の単価（入札書に添付した各契約項目単価）に延借用数（借用数（1日あたり）×日数（暦どおり））を乗じた金額とし、消費税額及び地方消費税額は、数量に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じて得た金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

8 その他

- (1) 受託者は、寝具等の台帳及び受払伝票を常に整備し、病院並びに関係諸官庁の指示に従い、洗濯修理設備並びに倉庫の立ち入り検査の要求に応ずるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施状況につき、病院の指導監督を受けるものとする。
- (3) 受託者が、天災その他の事情により業務処理が不能の状態に陥った場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を定め代行契約を締結し、病院の業務に支障をきたさないようにすること。なお、業務代行保証にかかる費用については、受託者負担とする。
- (4) 天変、地変、その他不可抗力により、紛失、消失大破損、その他の理由によりそれぞれに返却できない場合は、双方協議して決めるものとする。